

(別紙2) 自己チェック資料

令和5年4月26日
特許庁審査業務部出願課民間競争入札実施事業
「書面による手続のデータエントリー業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

チェックポイントの「●」(重点項目)について、全8項目に対応した。

- (1) 新規事業者の参入を促すため、本業務契約を「特許・実用新案」及び「意匠・商標等」に分割した。
- (2) 国庫債務負担行為により複数年契約とするとともに、契約初年度は事業開始準備期間とした。
- (3) 入札要件を緩和し、落札後に登録情報処理機関に登録することを可能にした。
- (4) 入札公告期間を約2週間延長して、2ヶ月間とした。
- (5) 入札説明会を2回開催した。
- (6) 入札説明会とは別に、登録情報処理機関登録制度及び国際出願制度の説明会を開催した。
- (7) 評価基準においてワークライフバランスに関する項目を追加した。
- (8) 共同事業体による入札参加を定めた。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

○業務内容の専門性から、当該業務を実施可能な事業者が極めて限定されると事業主体が考えているケース

●当該事業の受託事業者：一般財団法人工業所有権電子情報化センター

- ・対象業務開始年度及び当該法人の設立年度：平成2年度
- ・対象業務を当該法人が初めて受注した年度：平成2年度

・経緯及び契約方式の変遷：

特許庁における電子出願制度の導入に伴い、書面による手続書類の電子化を行う必要があることから、その事業を実施可能な事業者を情報処理機関として指定することとした。その後、平成16年度に指定から登録制に改正されている。

当該法人は、当該業務を実施することを目的に設立され、指定情報処理機関として平成2年10月に指定され、業務を実施してきている。平成16年度の

登録制に改正された際に当該法人も情報処理機関として登録し、業務を継続的に受注している。

平成2年度～平成15年度：随意契約

平成16年度～平成28年度：随意契約（企画提案公募）

平成28年度～令和6年度：一般競争入札（総合評価落札方式）

（実施可能な法人が極めて限定される要因）

・実施可能な事業者が極めて限定される要因としては、大きく分けて以下の3つの要素だと考える。

- ① 電子化する書類の種類が多く、手続方法毎にその記載内容も異なり、また、各記載内容には多数の専門用語が含まれていることから、データエントリー電子化規準書を理解し、適切なシステムを設計するためには、工業所有権に関する専門知識が必要である。
- ② ①の理由から、特許庁のウェブサイトでの電子化規準書等の情報提供や、事業実施前の準備期間（1年）に研修等を実施したとしても、事業参入や実施のための人材確保が困難な事業である。
- ③ 大量のデータエントリー業務を毎日発注しているところ、高い品質を保持しつつ、安定的・継続的に納品するための特殊設備の構築や人材育成が不可欠であり、多額の準備資金が必要である。

・特許庁においては、平成2年に特許・実用新案の電子出願を開始し、以降、平成12年には意匠・商標・審判にも拡大するなど、継続的に、電子手続の普及に取り組んできているところ。

・また、今日においては、特許出願の99%以上が電子的に出願されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大や、政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月）の閣議決定を契機に、特許庁においても「特許庁における手続のデジタル化推進計画」を策定し、引き続き手続の更なる電子化を検討しているところである。

・これら背景からも、新たに多額の費用を投資して参入するリスクが大きい事業であることがうかがえる。